制定 令和5年7月24日 文化市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議(以下「会議」という。)の傍聴 に関し必要な事項を、次のとおり定める。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、会議当日、会議の開会まで に事務局に申し出、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴の制限)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者
- 第4条 熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議の座長(以下「座長」という。)は、傍聴席の 都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 2 傍聴人の数を制限する場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 座長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 座長の指示に反する行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

- 第6条 傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、座長は これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。
- 2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。

附則

この要領は、令和5年7月24日から施行する。